公 告 第 ５ 号
令和８年11月９日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　　北村　優子

公　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成３１年４月１日）を熟知の上、参加されたい。

１　入 札 方 式　　一般競争入札（制限付）

２　入札に付する事項

件　　名	規　　格	数　量	納　　地	納　期	摘　要
都市ガスの供給（目黒地区）	仕様書のとおり	１件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和10年3月31日	

３　入　　札　　１日　　時　　令和８年11月３０日（月）　１４時００分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。））
２場　　所　　防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎２階）
（東京都目黒区中目黒２－２－１）

４　参 加 資 格　(1)予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)令和07.08.09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」、[C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4)ガス事業法第3条の規定に基づき一般ガス小売事業者としての許可を得ている者、同法第36条の規定に基づき一般ガス導管事業者としての申請を行っている者又は同法第３５条の規定による一般ガス導管事業者としての許可を受けているものであること。

(5)前号に係る登録等を証明できる書類を提出期限までに提出し、承認を得た者であること。
提出期限：令和８年11月２５日（水）17時15分（厳守）
提出場所：東京都目黒区中目黒2-2-1
防衛装備庁艦艇装備研究所総務課調達係

(6)防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7)前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(8)都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

５　入 札 方 法　落札の決定は、当庁が提示する契約最大ガス量及び契約期間予定使用ガス量を入札単価に従って計算した総価で行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保　　証　　金　　1 入札保証金　　免　　除
2 契約保証金　　免　　除

７　入 札 の 無 効　４の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

８　契約書作成の必要の有無　　有

９　契約をしようとする基本契約条項等　　ガス需給契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

１０　落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の１００分の５以上の金額を違約金として徴収する。

１１　そ　の　他

(1)　電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和８年１１月２７日（金）１７時００分まで（行政機関の休日を除く）。
また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和８年１１月２５日（水）１７時００分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

(2)　端　数　処　理　　入札書に記載された金額の１１０／１００に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

(3)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

(4)　提　出　資　料

1　防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

2　指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

3　委任状については、入札日までに提出するものとする。

4　ガス事業法第３条の規定によるガス小売業者の登録を受けている者は、登録を証明できる書類の写しを、同法35条の規定による一般ガス導管事業者としての許可を受けている者は、許可を証明できるう書類の写しを、令和８年１１月２４日（火）１７時１５分までに提出するものとする。

5　入札参加者が定める託送供給約款を令和８年１１月２５日（水）１７時１５分までに提出するものとする（FAX可）

(5)　指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

(6)　契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(7)　契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

(8)　落札者が中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

(9)　契約締結時までに令和９年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算の成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(10)　本書記載事項については総務課調達係に照会のこと　　〒１５３－８６３０
住所　東京都目黒区中目黒２－２－１
０３－５７２１－７００５（内線７０６３）

防 衛 装 備 庁 仕 様 書

品件名	都市ガスの供給（目黒地区）	仕様書番号	SE-09-1-A1-0003
		作成年月日	令和８年１０月２９日
		作成部課名	総務課　用度係

1　適用範囲

本仕様書は、艦艇装備研究所が一般燃料及び空調用途として使用する都市ガスの種類、予定供給量等について定めるものである。

2　役務に関する要求

（1）需要場所（付図のとおり）

東京都目黒区中目黒２－２－１　　防衛装備庁艦艇装備研究所

（2）業種

官公署

（3）用途

空調等の用に供する。

3　ガスの概要

（1）ガスの種類

都市ガス１３Ａ

（2）供給熱量

一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需供場所で払い出す託送供給）による。

（3）供給圧力

低圧、中圧Ｂ

4　用語の定義

（1）年間ガス使用量とは、契約で定める１年間の予定月別使用量の合計をいう。

（2）年間ガス引取量とは、契約で定める１年間の最低引取量をいう。

5　予定使用量

（1）年間ガス使用量　　３７，７８９　㎥

（2）年間ガス引取量　　２６，４５３　㎥

（予定ガス使用量の約７０％以上）

（3）月別使用量　　表１のとおり。

表１

年	月	低圧(㎥)	中圧Ｂ（㎥）	予定使用量（㎥）
９	４	７５	９９１	１，０６６
９	５	５５	１，３３３	１，３８８
９	６	５７	２，２０７	２，２６４
９	７	９６	５，６９７	５，７９３
９	８	７５	４，５９９	４，６７４
９	９	１２２	３，１４４	３，２６６
９	１０	４６０	１，４２５	１，８８５
９	１１	３４５	１，１４８	１，４９３
９	１２	３９２	３，１２９	３，５２１
１０	１	５７７	４，３１０	４，２８０
１０	２	７２４	３，５５６	４，２８０
１０	３	４４６	２，８２６	３，２７２
合　計		３，４２４	３４，３６５	３７，７８９

6　供給期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間とする。

7　使用量検針

（1）供給者は、一般ガス導管事業者が設置し所有する計量器により、原則として毎月月末に検針を行うものとし、検針によって計量した使用量を速やかに被供給側に通知するものとする。

（2）最大時間流量は、デマンド計量によるものとする。ただし、デマンド系の故障の場合には、供給者と被供給者との協議によってその月の最大時間流量を算定するものとする。

（3）使用期間は、原則毎月１日から当該月の末日までとする。

（4）計量器の設置場所は、表２及び付図のとおりとする。

表２

番号	建物番号	ガスの条件		ガスメーター型式
１	２号館	一般	低圧	ＵＨＷ　１６
２	３号館	空調機	中圧Ｂ	ＮＳ　６５
３	４号館	空調機	中圧Ｂ	ＮＢ　６
４	５号館	一般 空調機	低圧 中圧Ｂ	ＵＨ　１６ ＮＳ　２５
５	２５号館	一般	低圧	ＪＯ　６
６	３０号館	一般	低圧	ＵＨＷ　１６
７	３９号館	一般 一般	低圧 低圧	ＮＢ　６ ＪＯＷ　６
８	５１号館	一般	低圧	ＵＨＷ　６
９	８６号館	一般	低圧	ＪＯ　４
１０	９０号館	一般 一般	低圧 低圧	ＪＯＷ　６ ＮＳ　３０
１１	２０１号館	一般 空調機	低圧 中圧Ｂ	ＮＳＰ　３０ ＮＳＰ　４０
１２	２０５号館	一般	低圧	ＮＢ　１０
１３	２０８号館	一般	低圧	ＪＯ　４
１４	３０３号館及び ３０４号館	一般	低圧	ＮＢ　６
１５	３０５号館	空調機	中圧Ｂ	ＮＳ　２５

8　原料費調整額

ガス料金の原料費調整額については、当該地域のガス小売事業者である東京ガス株式会社の契約約款を上回らない範囲で調整を行うことができる。

9　保安

契約相手方は、ガス事業法に定める保安責任を負うものとし、需要場所に設置されている官所有の導管棟の定期点検、緊急保安の際に一般ガス導管事業者との連携窓口になるなど、連携・協力するものとする。

１０　その他

（1）役務場所及び許可された場所以外への立ち入りは禁止するものとする。

（2）契約相手方は、防衛省敷地内で建物等に損傷等を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに現状に復するものとする。

（3）契約相手方は、本役務の実施にあたり官と密接な連絡を保ち、作業の円滑な実施を図るものとする。

（4）この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

地区名	目黒地区	図面	案内図・配置図	建物番号		縮尺	作成年月日	図面番号および番号	付図
						1/3,000			

案内図 S=1:X

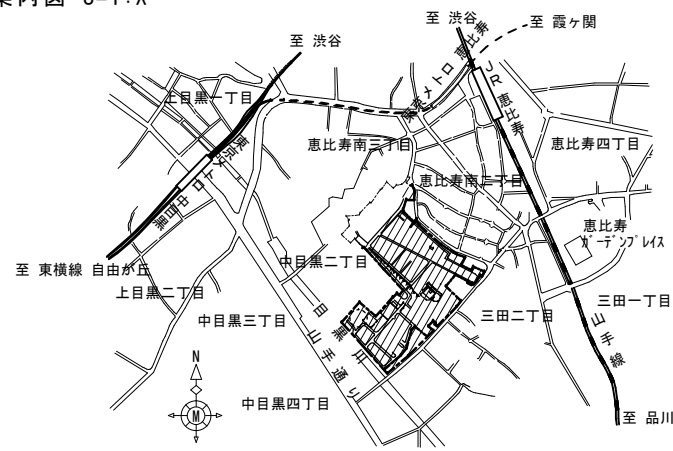

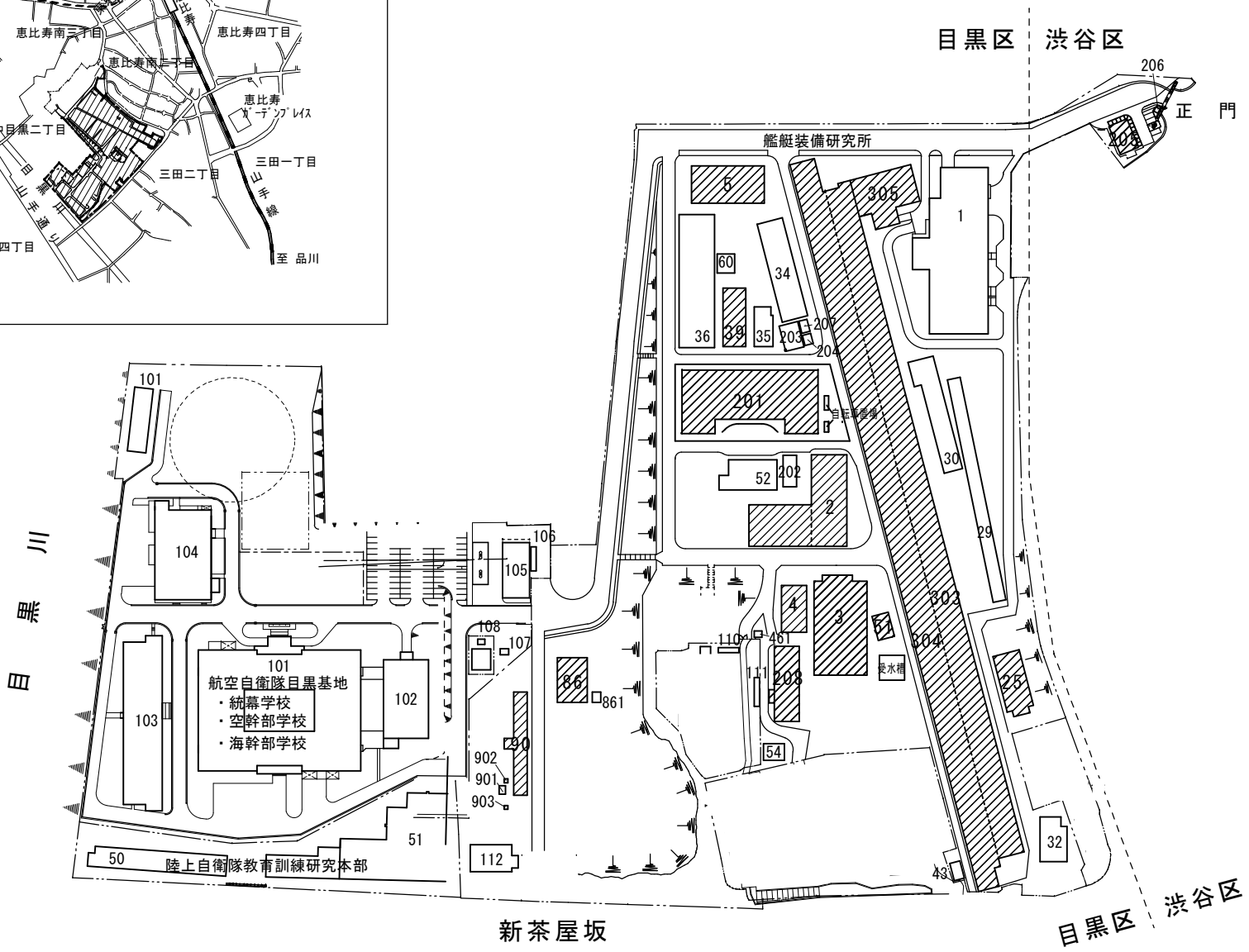

3枚中の3枚